

# 連載 一人権だより

vol.05



## 〔桂川町人権センター〕

### 桂

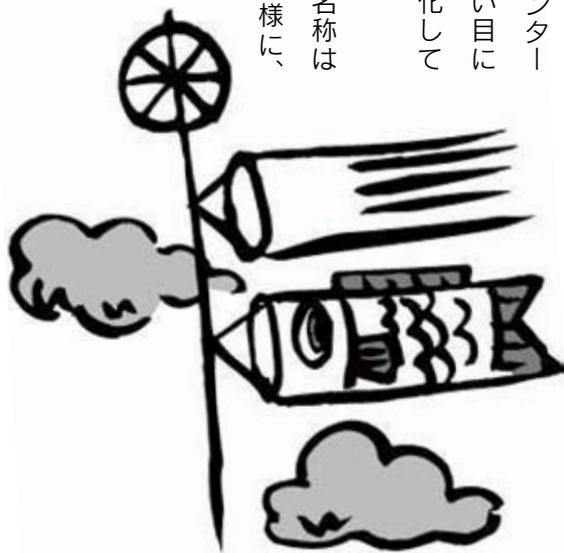
川町隣保館（以下、隣保館）は、「桂川町人権センター」（以下、人権センター）に名称が変わり、今年の4月1日から新たにスタートしました。隣保館は昭和50年6月に開館し、以来今日までの35年間、同問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のための各種事業を行い、人権啓発や福祉向上を図ってきました。

さまざまな隣保館の取組により、以前のような、あからさまな差別事象は少なくなりましたが、依然として差別は無くならず、近年はインターネットなどの高度情報化に伴い目に見えない形（陰湿化）へと変化しています。

隣保館は人権センターへと名称は変わりますが、これまでと同様に、

〔問合せ先〕 千8200-06006

嘉穂郡桂川町大字土居360番地 桂川町人権センター内  
隣保・人権同和教育係（☎65・1187）



生活上の各種相談（よろず相談）をはじめ、人権教育・人権啓発等に関する事業を総合的に実施し、多様化する人権課題の解決に向けて取組を推進していきます。

なお、人権センターのご利用（有料※）については、申請書類等が必要となりますので、詳細については、当センターまでお尋ねください。

皆様のご利用をお待ちしております。

※ 人権学習等で利用される場合は、減免される場合があります。

## 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」開設

～人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナーです～  
あなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか？

日時 6月1日（水） 13時～16時

場所 桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。あなたのまちの身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

～お互いに人権を守って 明るい社会をつくるのが  
私たち人権擁護委員の願いです～

人権擁護委員は、いつでも相談を受け付けています。

問合せ先 福岡法務局飯塚支局内  
飯塚人権擁護委員協議会 ☎22-1580

## 公正証書相談会開催

公証人 田村和志さんによる

遺言・相続・離婚養育費などの無料相談会です

「遺言を残しておきたい」「認知症になったときが心配」「延命治療は希望しない」「離婚後、養育費を払ってもらえるか心配」「貸したお金を返してもらいたい」「遺産分割をしたい」などでお悩みの方、ぜひご利用ください。

実施期間 奇数月の第2水曜日 13時～16時

場所 桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」

費用 無料（公正証書作成などに要する手数料は必要）

相談内容 遺言・相続・遺産分割・尊厳死・金銭・土地・建物などの賃借・会社設立・協議離婚に伴う養育費・慰謝料の支払い・財産分与・任意後見など

※事前にお電話でご予約ください。

申込・問合せ先 桂川町社会福祉協議会  
☎65-2271 FAX 65-4555